

## 更生保護法人埼玉県更生保護観察協会に対する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、更生保護観察事業の振興を図るため、更生保護法人埼玉県更生保護観察協会（以下「協会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 保護司の保護観察活動の助成
- (2) 要保護者の更生援護
- (3) 保護司の指導訓練の実施の助成
- (4) 更生保護事業の連絡及び助成
- (5) 犯罪予防活動の実施及び助成

2 前項の経費に対する補助額は、当該所要経費の額を超えないものとする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎年度7月31日とする。

(申請書の添付書類等)

第4条 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の協会事業計画書（案を含む）
- (2) 当該年度の協会収支予算書（見込書及びその抄本を含む）

2 規則第4条第1項第3号及び第4号後段に掲げる事項、並びに第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第6条 協会は、知事の要求があったときは、補助対象事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(交付の方法)

第7条 この補助金は、概算払いで交付する。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業の完了(補助事業の廃止、会計年度終了の場合を含む。)後2月以内とする。

(実績報告書の添付書類)

第9条 前条の実績報告書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 当該年度の協会事業報告書(案を含む)
- (2) 当該年度の協会収支計算書、貸借対照表及び財産目録(見込書及びその抄本を含む)

(書類の整備保管)

第10条 協会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第11条 協会は、様式第4号の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成15年7月15日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年12月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年8月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

様式第 1 号

年度更生保護法人埼玉県更生保護観察協会補助金交付申請書

記号番号

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

事業所所在地

名 称

代表者氏名

下記により、年度更生保護法人埼玉県更生保護観察協会補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 金 円
- 2 補助事業の目的及び内容
  - (1) 目的  
更生保護事業の充実を図るため
  - (2) 内容  
別紙事業計画書のとおり
- 3 添付書類
  - (1) 年度更生保護法人埼玉県更生保護観察協会事業計画書  
(案を含む)
  - (2) 年度更生保護法人埼玉県更生保護観察協会収支予算書  
(見込書及びその抄本を含む)

様式第2号

年度更生保護法人埼玉県更生保護観察協会  
補助金交付決定通知書

社福第 号  
年 月 日

更生保護法人埼玉県更生保護観察協会  
理事長 様

埼玉県知事 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年  
度更生保護法人埼玉県更生保護観察協会補助金については、下記のと  
おり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 概算払
- 3 条 件
  - (1) 補助金の交付の対象となる経費の配分又は当該予算に係る事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。
  - (2) 補助金の交付の対象となる事業を中止し、又は廃止する場合には知事の承認を受けること。
  - (3) 知事が補助事業の実施に適正を欠き、その是正につき必要な措置を講ずるよう指示した場合は、必要な措置を講じなければならない。

様式第3号

年度更生保護法人埼玉県更生保護観察協会  
補助事業実績報告書

記号番号

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

事業所所在地

名 称

代表者氏名

年 月 日付け社福第 号で補助金の交付決定  
を受けた令和 年度更生保護法人埼玉県更生保護観察協会補助事業  
が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定  
により関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

年度更生保護法人埼玉県更生保護観察協会補助事業

2 補助金の交付決定の日、金額及び受入の日、金額

年 月 日 交付決定 金 円

年 月 日 受 入 金 円

3 補助事業の実施期間

年 月 日 } 1年間

年 月 日

4 補助事業の成果

年度更生保護法人埼玉県更生保護観察協会事業報告書  
(別紙1のとおり)

5 補助事業に要した経費の精算に関する事項

年度更生保護法人埼玉県更生保護観察協会補助金精算書  
(別紙2のとおり)

6 添付書類

(1) 年度更生保護法人埼玉県更生保護観察協会事業報告書  
(案を含む)

(2) 年度更生保護法人埼玉県更生保護観察協会収支計算書、  
貸借対照表及び財産目録(見込書及びその抄本を含む)

様式第4号

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地： \_\_\_\_\_

事業者名： \_\_\_\_\_

代表者職・氏名： \_\_\_\_\_

別紙 1

年度更生保護法人埼玉県更生保護観察協会事業報告書

1 補助対象事業

- (1) 保護司の保護観察活動の助成
- (2) 要保護者の更生援護
- (3) 保護司の指導訓練の実施の助成
- (4) 更生保護事業の連絡及び助成
- (5) 犯罪予防活動の実施及び助成

2 補助事業に関連あるその他の事業

(2) 支出済額の内訳書

区 分	支出済額	支出科目別金額内訳			備 考
		項	目	支出済額	
合 計					

年度更生保護法人埼玉県更生保護観察協会補助金精算書

(1) 経費精算

区分 事業	補助対象事業 支出済額	県費補助金 基準額	県費補助金 所要額	県費補助金 交付決定額	県費補助金 受入額	差引過不足 額	備考
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(E - A)	
	円	円	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	円	円	

\* (C)は(A)と(B)を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。

(2) 支出済額内訳

区分 事業	支出済額	支出科目別金額内訳			備考
		項	目	支出済額	
	円			円	
合計	円			円	